## 商品概要説明書

## スーパー定期貯金<単利型>

商品名	・スーパー定期貯金(単利型)ネットバンク専用		
	・個人のみ		
期間	・定型方式		
771 114	1年、2年		
	・自動継続(元金継続または元利金継続)のみの取扱いとなります。		
預入方法			
	• 一括預入		
, , , ,	<ul><li>・1万円以上</li></ul>		
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<ul><li>1 万円以上</li><li>1 円単位</li></ul>		
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。		
利息	一個知り以後に一百しては、大しより。		
–	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。		
(2)利払頻度	・預入期間1年のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。		
	なお、中間利払日に支払う利息は、預入日から中間利払日の前日までの日数 および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。		
(3)計算方法 (4)税 金	<ul> <li>・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。</li> <li>※令和19年12月31日までの適用となります。</li> </ul>		
手方法	・当初預入時の金利はJAネットバンクの定期貯金預入画面にてご確認ください。		
手数料	・自動継続時の金利は窓口にお問い合わせください。		
	・		
竹加できる特別事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)		
	・継続方式が「元金継続」以外で預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金		
	とすることができます。 • マル優の取扱いはできません。		
古冷部的はの形状に			
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。		
	により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率		
	① 6か月木棡 解約日における自通則並利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%		
	③ 1年以上2年未満 約定利率×70%		
	・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われているこ		
	とがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解		
	約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。		
	・中途解約については、窓口でのみの取扱いとなります。		
	・保護対象		
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険		
	法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、		
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た		
i e	すもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保		
	護されます。		

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、総合リスク管理部(電話:0120-62-9311)または口座開設店舗にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦	
		情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦 情等の解決を図ります。	
		また、 $JA$ バンク相談所(電話: $03-6837-1359$ )でも、苦情等を受け付けております。	
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記当JA総合リスク管理部またはJAバ	
		ンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)	
その他参考となる	・満期日以後の	D利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計	
事項	算します。		
	・通帳のみの取扱いとなります。		

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA横浜